

10. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

【資料3】

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
<p>(1)男女平等を推進する教育・学習</p>	<p>ア 初等中等教育の充実</p> <p>○学校教育全体を通じた指導の充実等</p> <p>①学校教育全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、多くの先人達の努力により男女平等が歴史的にいかに進展してきたかなど、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図るとともに、教科書などの教材においても適切な配慮がなされるよう留意する。また、思いやりと自立の意識を育む教育、一人一人の個性や能力を尊重し、児童生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進する。</p> <p>②男女を問わず国民一人一人が健全な食生活を実現するための能力を養成する観点からの食育を推進する。</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○ 学校教育では、平成20年3月に小・中学校学習指導要領、平成21年3月に高等学校学習指導要領を改訂し、引き続き児童生徒の発達段階に応じて、社会科、家庭科、道徳、特別活動等において、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性について指導を行うこととしたところ。(文部科学省)</p> <p>○ 「食育推進プラン」の充実 平成18年3月に政府において決定された「食育推進基本計画」等を踏まえ、栄養教諭が中心となり、学校、家庭、地域が連携しつつ、子どもに望ましい食習慣や食の自己管理能力などを身に付けさせることができるよう、学校における食育を推進。(文部科学省 平成17年度～)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>③学校運営が、性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われることがないよう留意し、その考え方がPTA活動などの地域活動にも浸透するように努める。また、PTAの会長への女性の登用の促進など、PTAにおける方針決定過程への女性の参画を進める。さらに、働く父親や母親が参加しやすい時間帯等にPTAの活動を開催することを進める。</p> <p>○家庭科教育の充実</p> <p>④家庭科教育については、男女共同参画社会を推進する観点から、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、男女が相互に協力し、家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性について認識させることなどとしており、その趣旨の普及・徹底に努める。</p> <p>イ 高等教育の充実</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○ PTAの全国大会等を通じ、男女の性別に関わりなく地域の様々な人材がPTA活動に参加することの重要性を周知。(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本PTA全国協議会・全国高等学校PTA連合会・全国国公立幼稚園PTA連絡協議会の全国大会を開催。(平成18年～)</li> </ul> <p>○</p> <p>○ 学校教育では、平成20年3月に小・中学校学習指導要領、平成21年3月に高等学校学習指導要領を改訂し、児童生徒の発達段階に応じて、引き続き男女の平等や男女相互の理解・協力に関する内容の指導を行うこととしたところ。例えば、高等学校家庭科では、家族・家庭の意義や社会とのかかわりについて学習する際に、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について指導。(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○高等教育機関における男女共同参画の推進</p> <p>①高等教育機関における教育・研究活動が男女共同参画の理念を踏まえて行われるよう努めるとともに、様々な学問分野への女性の参画を促進する。</p> <p>②国立大学協会の男女共同参画に関するワーキング・グループが行った、国立大学における男女共同参画を推進するための提言等も踏まえ、学術・研究の分野における女性の参画の促進に努める。</p> <p>③国立大学協会報告書において策定した「2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる」という達成目標も踏まえ、各国立大学法人における女性教員の割合向上などの取組を要請する。また、公私立大学等についても女性教員の割合向上等につき協力を要請する。</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○女子中高生の理系進路選択支援事業(文部科学省 平成18年度～)(3(1)ア⑦に前掲)</p> <p>○女性研究者の活躍を拡大するための環境整備についても意見具申している「科学技術の振興及び成果の社会還元に向けた制度改革について」(総合科学技術会議決定)について、平成19年1月に、全国公私立大学に対して事務連絡及び冊子を送付し、大学における女性研究者の参画を促進するよう協力を要請。(文部科学省)</p> <p>○女子中高生の理系進路選択支援事業(文部科学省 平成18年度～)(3(1)ア⑦に前掲)</p> <p>○平成18年1月24日に開催された『平成17年度学校法人の運営等に関する協議会』において、「大学における多様な人材の採用等について」の資料を配布・周知。(文部科学省)</p> <p>○2000年5月に報告書を策定して以来、2001年(7.6%)、2003年(8.0%)、2005年(9.3%)、2007年(11.4%)、2008年(11.8%)に国立大学法人へ調査を行っており、女性教員の割合は向上。(文部科学省)(1(3)⑦に前掲)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○奨学金制度の充実</p> <p>④自立の意識を醸成していくため、学生が、親の金銭的援助に過度に依存することなく、自立して学ぶことができるよう、奨学金制度の充実を図る。</p> <p>ウ 社会教育の推進</p> <p>○男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進</p> <p>①男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、子育て中の親やこれから親となる者等を対象とした家庭教育に関する学習機会を提供する。また、子育てに悩みや不安を抱える親に対する相談体制の充実を図る。</p> <p>○男女共同参画に関する学習機会の充実</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○独立行政法人日本学生支援機構奨学金事業 ・教育の機会均等の観点から、意欲と能力のある学生等が家庭の経済的状况によって修学の機会が奪われないよう、奨学金事業による支援を実施。(文部科学省) 【貸与人員の推移】 平成18年度 101万人 平成19年度 102万人 平成20年度 109万人 平成21年度 115万人</p> <p>○家庭教育支援総合推進事業を実施(文部科学省)(5.(2)アに前掲)</p> <p>○地域における家庭教育支援基盤形成事業を実施(文部科学省)(5.(2)アに前掲)</p> <p>○訪問型家庭教育相談体制充実事業を実施(文部科学省)(5.(2)アに前掲)</p> <p>○家庭教育支援基盤形成事業を実施(文部科学省)(5.(2)アに前掲)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>②社会教育において、プログラムの開発や学級・講座の開設など、男女共同参画の意識を高め、固定的な男女の役割分担にとらわれない意識を醸成する学習機会の提供を推進するとともに、指導者用資料の作成、専門的な指導者の養成などを推進する。その際、女性のみならず男性に対しても積極的な参加を促す。</p> <p>エ 教育関係者の意識啓発</p> <p>○教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○「女性のキャリア形成支援プラン」において、「キャリア形成支援事業」として、女性が社会で十分能力を発揮し、多様なキャリアを形成するための支援策等について調査研究を行い、その成果を普及。(文部科学省 平成16年度～18年度)(1(3)①に前掲)</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館において、女性関連施設や女性団体等の基幹的指導者を対象に、「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を開催実施。研修の実施にあたっては「女性関連施設に関する調査研究」の成果を還元。(文部科学省 18年度～)</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館において「男女共同参画に関する統計の調査研究」を実施し、「男女共同参画統計データブック2009」を作成。研修にて広範に活用することで、研究成果を還元。(文部科学省 平成18年度～平成20年度)</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館において「家庭教育・次世代育成支援のためのプログラムに関する調査研究」を行い、他機関・施設で実施されてきた研修・学習プログラムを収集・分析し、新たな支援プログラムを開発するとともに参考資料を作成。(文部科学省 平成18年度～平成19年度)</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館では、「地域活性化に向けた男女共同参画推進に関する調査研究」において、男性の次世代育成支援活動への参画とその促進についての調査を行い、事例集を作成。調査研究の成果をもとに平成21年度には「家庭教育・次世代育成支援指導者研修～地域ぐるみの活動と男性の参画を進めるために～」を実施。(文部科学省 平成20年度～)(5(3)ア②に前掲)</p> <p>○「男女共同参画社会に向けた教育・学習支援に係る特別調査研究」において、女性のライフプランニングに関する意識形成等を促す学習プログラム開発の課題や、女性が地域おこし・まちづくりに参画するための学習支援の在り方等を検討(平成19年度～平成20年度)</p> <p>○「女性のライフプランニング支援総合推進事業」において、地域における女性のライフプランニング支援の体制整備を行うための事業を実施。(平成21年度～)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>①男女共同参画社会は男女の生物学的な違いを否定するものであるなどの誤解を払拭するためにも、教育関係者等に対し男女共同参画に対する正確な理解の浸透を図る。</p> <p>②教員養成課程における男女平等などの人権教育を促進するとともに、学校における男女共同参画の推進等を図るため、学長・学校長を始めとする教職員が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めることができるよう、各教育委員会や大学等が実施する研修等の取組を促進する。</p> <p>③青少年教育活動の指導者など社会教育に携わる者に対しても、様々な機会を活用し、男女共同参画についての意識啓発に努める。</p> <p>オ 男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充実</p> <p>○高等教育機関及び社会教育の場における調査・研究等の充実</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○平成18年2月都道府県・政令指定都市教育委員会の学校教育主管課等関係部局に対し、「社会的性別」(ジェンダー)に係る内閣府の事務連絡や関連する資料をつけた事務連絡を送付し、関係者に周知。(文部科学省)</p> <p>○全国社会教育主事研究協議会や都道府県・指定都市青少年行政主管課長等会議等の各種会議において、「社会的性別」(ジェンダー)についての考え方を説明し、教育現場への徹底を要請。(文部科学省)</p> <p>○教員養成課程においては、教員を志望する者に対し、従来より日本国憲法の履修を義務づけており、この中で基本的人権についての認識を深めさせるとともに、各大学の判断により「総合演習」等の教職科目においても男女共同参画等の人権教育について分析及び検討等を中心に自らの理解を深めさせるような科目を設置。また、独立行政法人教員研修センターでは、各地域の中核となる教員等に対する研修において、人権教育を内容に含めるとともに、人権教育指導者養成研修を実施し、各地域における研修講師や指導者を養成している。(文部科学省)</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館において、大学等のキャリア教育担当者等を対象に、「女性のキャリア形成支援推進研修」を開催実施。研修の実施にあたっては、「女性のキャリア形成支援のためのプログラムに関する調査研究」の成果を還元。(文部科学省 18年度～)</p> <p>○平成18年2月都道府県・政令指定都市教育委員会の社会教育主管課等関係部局に対し、「社会的性別」(ジェンダー)に係る内閣府の事務連絡や関連する資料をつけた事務連絡を送付し、関係者に周知。(文部科学省)</p> <p>○各種会議において、「社会的性別」(ジェンダー)についての考え方を説明し、教育現場への徹底を要請。(文部科学省)(10(1)エ①前掲)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>①高等教育機関において、男女共同参画の正確な理解の浸透を図るため、男女共同参画社会の形成に資する調査・研究の充実を促す。</p> <p>②男女共同参画の正確な理解の浸透を図るため、男女共同参画社会の形成に資する研究の成果を女性教育施策や社会教育の場におけるプログラム開発などへ幅広く活用し、社会への還元を促進する。</p> <p>③社会教育の場においても、男女共同参画の正確な理解の浸透を図るため、関連する講座を開設するなど、男女共同参画社会の形成に資する調査・研究の充実に努める。</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○独立行政法人国立女性教育会館では、高等教育機関における女性学関連科目等の開講状況について調査を実施し、データベースを作成・公開し、その成果を普及（文部科学省 平成13年度～）</p> <p>○「女性のキャリア形成支援プラン」において、キャリア形成支援事業の委託等を行うことにより、女性が社会で十分能力を発揮し、多様なキャリアを形成するための支援策について調査研究を行い、その成果を普及。（文部科学省 平成16年度～18年度）（1（3）①に前掲）</p> <p>○「男女共同参画社会に向けた教育・学習支援に係る特別調査研究」において、女性のライフプランニングに関する意識形成等を促す学習プログラム開発の課題や、女性が地域おこし・まちづくりに参画するための学習支援の在り方等を検討（平成19年度～平成20年度）</p> <p>○「女性のライフプランニング支援総合推進事業」において、地域における女性のライフプランニング支援の体制整備を行うための事業を実施。（平成21年度～）</p> <p>○「女性のキャリア形成支援プラン」において、キャリア形成支援事業の委託等を行うことにより、女性が社会で十分能力を発揮し、多様なキャリアを形成するための支援策について調査研究を行い、その成果を普及。（文部科学省 平成16年度～18年度）（1（3）①に前掲）</p> <p>○「男女共同参画社会に向けた教育・学習支援に係る特別調査研究」において、女性のライフプランニングに関する意識形成等を促す学習プログラム開発の課題や、女性が地域おこし・まちづくりに参画するための学習支援の在り方等を検討（平成19年度～平成20年度）</p> <p>○「女性のライフプランニング支援総合推進事業」において、地域における女性のライフプランニング支援の体制整備を行うための事業を実施。（平成21年度～）</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○独立行政法人国立女性教育会館における調査研究</p> <p>④独立行政法人国立女性教育会館においては、調査研究・情報事業及び大学等の研究の成果を、研修・交流事業に活用し、地方公共団体、男女共同参画センター等の女性関連施設、及び社会教育施設と連携を図りつつ事業を展開する。これにより男女共同参画社会の形成に資する研究の成果の全国的な還元を図る。</p> <p>○日本学術会議における男女共同参画に関する検討</p> <p>⑤日本学術会議においては、男女共同参画に資する学術についての多角的な調査、審議を一層推進する。</p>	<p>文部科学省</p> <p>内閣府</p>	<p>○ 女性関連施設や女性団体等の基幹的指導者を対象に、「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を開催実施。研修の実施にあたっては「女性関連施設に関する調査研究」の成果を還元。(文部科学省 平成18年度～)(10(1)ウ②に前掲)</p> <p>○ 行政担当者、子育て支援に携わる団体リーダー等を対象に、「家庭教育・次世代育成支援指導者研修」を実施。研修の実施にあたっては、「地域活性化に向けた男女共同参画推進に関する調査研究」の成果を還元。(文部科学省 平成18年度～)(5(2)ア21に前掲)</p> <p>○ 大学等のキャリア教育担当者等を対象に、「女性のキャリア形成支援推進研修」を開催実施。研修の実施にあたっては、「女性のキャリア形成支援のためのプログラムに関する調査研究」の成果を還元。(文部科学省 18年度～)</p> <p>○ 「男女共同参画に関する統計の調査研究」を実施し、「男女共同参画統計データブック2009」を作成。館内外で行われる研修にて広範に活用することで、研究成果を還元。(文部科学省 平成18年度～平成20年度)</p> <p>○ 高等教育機関における女性学関連科目等の開講状況について調査を実施し、データベースを作成・公開し、その成果を普及。(文部科学省 平成13年度～)(10(1)オ①に前掲)</p> <p>○ 日本学術会議においては、以下のとおり、男女共同参画に資する学術について、多角的な調査、審議を行っている。 ・ジェンダー概念や学術における男女共同参画に関する種々の論点について調査審議する臨時の委員会として、「学術とジェンダー委員会」を設置し(平成17年11月)、同委員会における審議結果を、対外報告「提言:ジェンダー視点が拓く学術と社会の未来」(平成18年11月)として公表した。</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間の安全保障の諸課題をジェンダー視点から検討する臨時の委員会として、「人間の安全保障とジェンダー委員会」を設置し(平成21年5月)、平成21年度中に提言を行うべく審議を開始した。</li> <li>・そのほか、「社会学委員会ジェンダー研究分科会」において、各学術分野の視点から、男女共同参画に資する学術について、継続的に調査審議を行っている。(内閣府)</li> </ul>
(2)多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	<p>ア 生涯学習の推進</p> <p>○リカレント教育の推進</p> <p>①子育てと仕事の両立のためにも、学校教育の修了後いったん社会に出た後に行われるリカレント教育の重要性はますます高まっており、編入学の受入れ、大学等における社会人特別選抜の実施、昼夜開講制の推進、夜間大学院の設置、公開講座の実施等に努め、大学等の生涯学習機能の拡充を図るとともに、高等学校等における開放講座の充実を図る。</p> <p>○放送大学の整備等</p> <p>②放送大学や放送大学大学院をはじめ時間・空間的制約のない高等教育の機会の提供の推進を促す。</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各大学における社会人の学ぶ機会を増加させるため、各種機会を通じて各大学の自主的な取組を促進。(文部科学省)</li> <li>○社会人特別選抜 <ul style="list-style-type: none"> <li>大 学:475校(H17)、483校(H18)、495校(H19)、511校(H20)</li> <li>大学院:358校(H17)、409校(H18)、433校(H19)</li> <li>昼夜開講制 <ul style="list-style-type: none"> <li>大 学:64校(H17)、60校(H18)、49校(H19)、43校(H20)</li> <li>大学院:277校(H17)、292校(H18)、307校(H19)、308校(H20)</li> </ul> </li> <li>夜間大学院 <ul style="list-style-type: none"> <li>大学院:24校(H17)、28校(H18)、28校(H19)、28校(H20)</li> </ul> </li> <li>公開講座 <ul style="list-style-type: none"> <li>大学715校(H17)、684校(H18)、675校(H19)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○放送大学では、国民の多様化するニーズに対応した学習機会を提供。1985年度の学生受入れ開始以来、これまで学んだ学生は115万3,461人に上り、5万7,889人の卒業生及び2,422人の修了生を輩出。(文部科学省)</li> </ul> <p>【学部累計卒業生数・大学院累計修了者数】 平成18年度 卒業生数:4万7,621人 修了者数:1,610人</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>③単位制高等学校や専修学校の整備を推進するとともに、社会通信教育の振興を図るなど多様な学習歴や生活環境を持つ学習者に対する学習機会の提供を促進する。</p> <p>○学校施設の開放促進等</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成19年度 卒業者数:5万2,730人 修了者数:1,999人 平成20年度 卒業者数:5万7,889人 修了者数:2,422人</p> <p>○ 教員や看護師の関連免許取得等に対する支援や、一定の科目を学んだ学生に対し学位以外の履修証明(認証状)を与える科目群履修認証制度(放送大学エキスパート)を推進。(文部科学省 平成18年度～)</p> <p>【認証状取得者数】 平成18年度 223人 平成19年度 1,092人 平成20年度 2,848人</p> <p>○ 通信教育を行う大学・大学院数(出典:学校基本調査) 平成17年度 大学:34校 大学院:18校 平成18年度 大学:35校 大学院:18校 平成19年度 大学:39校 大学院:22校 平成20年度 大学:40校 大学院:24校</p> <p>○ 関係会議等において単位制高等学校の意義・理念を周知するなど、単位制高等学校の設置促進を図っており、年々増加。</p> <p>単位制高等学校の設置数 平成17年度 679校 平成18年度 738校 平成19年度 807校 平成20年度 857校</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>④地域住民の学習機会や子どもたちの活動の場を幅広く提供するために、学校施設を学校休業日や放課後に地域住民や子どもたちに開放し多様な学習機会の提供を行う。また、学校・家庭・地域社会が連携協力することの重要性に鑑み、地域の生涯学習活動等を実施するための場などを備えた地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備促進を図る。</p> <p>○青少年の体験活動等の充実</p> <p>⑤男女共同参画の視点に立って、青少年の奉仕活動、自然体験活動等の場や機会の充実を図る。</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○ 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の多様な方々の参画を得て、学習活動や様々な体験・交流活動等を推進する「地域子ども教室」を実施。(文部科学省 平成16年度～平成18年度) 平成17年度:約 8,000カ所 平成18年度:約 8,300カ所</p> <p>○ 放課後や週末における子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、学習やスポーツ・文化活動等の取組を実施する「放課後子ども教室推進事業(放課後子どもプラン)」を開始。(文部科学省 平成19年度～)(5(2)ア⑱に前掲) 平成19年度:約 6,200カ所 平成20年度:約 7,900カ所 平成21年度:約 8,700カ所</p> <p>○ 学校における様々な体験活動を推進するため、「豊かな体験活動推進事業」を実施(文部科学省 平成14年度～) 平成18年度:923校、平成19年度:1,171校、平成20年度:627校</p> <p>○ 総務省・農林水産省と連携して実施する「子ども農山漁村交流プロジェクト」として、自然の中での長期宿泊体験事業(農山漁村におけるふるさと生活体験推進校)を実施している(文部科学省 平成20年度～)。 平成20年度:178校(上記「豊かな体験活動推進事業」平成20年度の校数の内数)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○民間教育事業との連携</p> <p>⑥民間教育事業者に対して、男女共同参画社会の理念を踏まえながら、事業の実施、相互の連携、地方公共団体との連携を図るよう指導、助言を行うなど、民間教育事業者の健全な発展を促進するよう努める。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○「地域ボランティア活動推進事業」において、地域におけるボランティア活動の全国展開を推進し、地域の教育力の再生を図るため、(1)高校生対象に、定期的又は長期休業期間中に、例えば、老人ホームにおける清掃活動や介助支援活動等のボランティア活動、(2)市町村で、市民全般を対象に、定期的又はある程度長期にわたり、例えば、町内の防犯パトロール活動や公園などの清掃や花植えなどの環境美化活動などのボランティア活動、(3)地域の大学、企業等との連携・協力を図り、ボランティア活動支援センターの機能を充実する取組を実施。例えば、ボランティア活動希望者と受入先とのマッチングの支援など。(文部科学省 平成17年度～18年度)</p> <p>○「ボランティア活動広報啓発・普及事業」において、「全国ボランティア活動推進フォーラム」を開催して優良事業の成果発表や表彰を行ったり、ポスターの作成やホームページの開設等を通じた全国規模での広報啓発・普及活動を実施。(文部科学省 平成18年度)</p> <p>○ 青少年が自立した人間として成長することを支援するため、青少年の行動の原動力である意欲や、職業的自立の礎となる社会性を育む自然体験や社会体験など体験活動の充実を図る「青少年の意欲向上・自立支援事業」を実施。(文部科学省 平成19年度) 次代を担う自立した青少年の育成を図るため、青少年の長期自然体験活動の指導者養成等に取り組むとともに、青少年の様々な課題に対応した体験活動を推進する「青少年体験活動総合プラン」を実施。(文部科学省 平成20年度～)</p> <p>○ 広く国民一般に生涯学習に係る活動を実践する場を全国的な規模で提供する「生涯学習フェスティバル」を開催(文部科学省 平成元年度～)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の推進</p> <p>⑦学校教育、社会教育を通じて情報活用能力を育成するための情報教育を推進するとともに、情報通信技術を活用した教育の推進に努める。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○ 学習指導要領において、小学校段階では、各教科等の指導に当たって、「コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ適切に活用する学習活動を充実すること、また、中学校・高等学校段階においては、「情報手段を積極的にできるようにするための学習活動の充実に努める」としている。(文部科学省 平成14年度～)(9(1)ウ②に前掲)</p> <p>小学校の新学習指導要領では、「総則」に「コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作を身に付ける」ことや「情報モラルを身に付け」ることを新たに明記した。また、中学校の新学習指導要領では、「総則」に、コンピュータや情報通信ネットワークを「適切かつ主体的、積極的に活用できるようにする」ことや「情報モラルを身に付け」ることを新たに明記した。</p> <p>高等学校の新学習指導要領では、「総則」に「適切かつ実践的、主体的に活用できるようにする」ことや「情報モラルを身に付け」ることを新たに明記した。なお、高等学校の共通教科「情報」について、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育成する観点から、従来の3科目の内容を再構成し、「社会と情報」「情報の科学」の2科目構成(選択必修)とした。(文部科学省 小中:平成21年度より一部先行実施、高:平成22年度より一部先行実施)</p> <p>○ 教育用コンテンツの活用・奨励事業の実施(文部科学省 平成15年度～)</p> <p>○ メディアを通じた生涯学習コンテンツ普及事業 メディアを通じた生涯学習コンテンツの利活用及びコンテンツの制作・配信等に係る企画等について有識者等において審査を行い、選ばれた企画について、コンテンツの制作及び多様なメディアを活用した配信を行う。配信されたコンテンツ等については、ユーザーや第三者機関による評価等を実施する。(文部科学省 平成20年度～)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○現代的課題に関する学習機会の充実</p> <p>⑧政策・方針決定への参画の促進にも資するよう、地球環境の保全、国際理解、人権、高齢社会への対応、男女共同参画社会の形成などの現代的課題に関する学習機会の充実を図ることにより、現代的課題について自ら学習する意欲と能力を培うとともに、課題解決に取り組む主体的な態度を養う。</p> <p>○学習成果の適切な評価</p> <p>⑨様々な学習活動の成果が適切に評価されるような社会の実現に向け、生涯学習施策に関する調査研究を行うとともに、大学等において専修学校での学習の成果などを単位として認定することを奨励する。</p> <p>イ エンパワメントのための女性教育・学習活動の充実</p> <p>○女性のチャレンジを支援するための学習機会の提供</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○ 社会教育施設が中核となり、地域における課題を総合的に把握した上で、事業の企画、実施、評価を一体的に行うモデル事業を実施。平成17年度は、30地域に委託し、18年度は、13地域において実施。(文部科学省 平成16年度～18年度)</p> <p>○ 専修学校専門課程のうち2年以上の学修によって単位を認定する制度を設けている大学:平成19年度187大学(約26%)(文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について(平成19年度)」より)</p> <p>○ 専修学校専門課程のうち2年以上の学修を入学前の既修得単位として認定する制度を設けている大学:平成19年度263大学(35%)(文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について(平成19年度)」より)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>①女性のチャレンジを支援する教育・学習など情報提供を一層充実する。</p> <p>②結婚・出産等により、職業生活の中断を余儀なくされた女性の再チャレンジのため、職業生活に必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に一層努める。</p> <p>③高等教育機関における託児施設の整備等の推進を促す。</p> <p>○女性の生涯にわたる学習機会の充実</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○「専修学校を活用した再チャレンジ支援推進事業」における「女性の再チャレンジ支援プログラム」等において、子育て等により就業を中断した女性等に対し、専修学校の持つ職業教育機能を活用して学習機会の提供を行い、その成果を普及。(文部科学省 平成18年度～)</p> <p>○「再チャレンジのための学習支援システムの構築」等において、出産・育児後の女性等を対象に、身近な場所で再チャレンジのための学習機会の提供などを実施(文部科学省 平成19年度～平成20年度)</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館において、女性関連施設や女性団体等の基幹的指導者を対象に、「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を実施。研修の実施にあたっては「女性関連施設に関する調査研究」の成果を還元。(文部科学省 18年度～)(10(1)オ②に前掲)</p> <p>○「専修学校を活用した再チャレンジ支援推進事業」における「女性の再チャレンジ支援プログラム」等において、子育て等により就業を中断した女性等に対し、専修学校の持つ職業教育機能を活用して学習機会の提供を行い、その成果を普及。(文部科学省 平成18年度～)(10(2)イ①に前掲)</p> <p>○「再チャレンジのための学習支援システムの構築」等において、出産・育児後の女性等を対象に、身近な場所で再チャレンジのための学習機会の提供などを実施(文部科学省 平成19年度～平成20年度)(10.(2)イ①に前掲)</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館において、女性関連施設や女性団体等の基幹的指導者を対象に、「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を実施。研修の実施にあたっては「女性関連施設に関する調査研究」の成果を還元。(文部科学省 18年度～)(10</p> <p>○平成18年1月24日に開催された『平成17年度学校法人の運営等に関する協議会』において、「大学における多様な人材の採用等について」の資料を配布・周知。(文部科学省)(10.(1)エ②に前掲)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>④女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するための力をつけるため、女性の多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応する生涯にわたる学習機会を充実させる。</p> <p>○女性の能力開発の促進</p> <p>⑤職業生活に必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に努める。特に、結婚・出産等により、職業生活の中断を余儀なくされた女性に配慮する。</p> <p>○女性の学習グループの支援</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○「女性のキャリア形成支援プラン」において、キャリア形成支援事業の委託等を行うことにより、女性が社会で十分能力を発揮し、多様なキャリアを形成するための支援策について調査研究を行い、その成果を普及。(文部科学省 平成16年度～18年度)(1(3)①に前掲)</p> <p>○「男女共同参画社会に向けた教育・学習支援に係る特別調査研究」において、女性のライフプランニングに関する意識形成等を促す学習プログラム開発の課題や、女性が地域おこし・まちづくりに参画するための学習支援の在り方等を検討。(文部科学省 平成19年度～平成20年度)10(1)ウ②、オ②、③に前掲</p> <p>○「女性のライフプランニング支援総合推進事業」において、地域における女性のライフプランニング支援の体制整備を行うための事業を実施。(平成21年度～)</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館において、女性関連施設や女性団体等の基幹的指導者を対象に、「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を開催実施。研修の実施にあたっては「女性関連施設に関する調査研究」の成果を還元。(文部科学省 18年度～)(10(1)オ②に前掲)</p> <p>○「専修学校を活用した再チャレンジ支援推進事業」における「女性の再チャレンジ支援プログラム」等において、子育て等により就業を中断した女性等に対し、専修学校の持つ職業教育機能を活用して学習機会の提供を行い、その成果を普及。(文部科学省 平成18年度～)(10(2)イ①に前掲)</p> <p>○「再チャレンジのための学習支援システムの構築」等において、出産・育児後の女性等を対象に、身近な場所で再チャレンジのための学習機会の提供などを実施(文部科学省 平成19年度～平成20年度)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>⑥女性団体・グループ、NPO等の学習活動の支援、リーダー養成に努め、女性の社会参画の促進を図るとともに、参画した女性の活動成果の普及促進に努める。また、女性団体等の情報活用能力の向上のための取組を促進する。</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館の事業の充実等</p> <p>⑦独立行政法人国立女性教育会館においては、国内外の女性教育のナショナルセンターとして、基幹的女性教育指導者の育成、女性のチャレンジ支援のための情報提供やDV問題教育プログラム開発など喫緊の課題への対応、アジア太平洋地域等の女性のエンパワメント支援、女性アーカイブセンター機能の充実等を行う。</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○独立行政法人国立女性教育会館において、女性関連施設や女性団体等の基幹的指導者を対象に、「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を開催。(文部科学省平成18年度)(10(1)オ②)に前掲)</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館において、全国の行政関係者・研究者・団体等が一堂に会し、相互の情報交換・ネットワーク形成を支援する交流事業、「男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラム」を開催。(文部科学省平成18年度～)</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館「女性のキャリア形成支援サイト」において、研究者・技術者、NPOリーダーなど多様な女性のロールモデル事例等を提供。(文部科学省平成17年度～)(1(3)①)に前掲)</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館の事業の充実等(文部科学省)</p> <p>国立女性教育会館は、女性教育のナショナルセンターとしての役割を果たすため、内外の関係機関・団体等とのネットワークの拡大を図り、国立女性教育会館が真に担うべき事業に重点化し、事業を実施(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性関連施設や女性団体等の基幹的指導者を対象に、「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を開催(18年度～)10(1)ウ②、オ④、10(2)イ④、⑥</li> <li>・「女性のキャリア形成支援サイト」において、研究者・技術者、NPOリーダーなど多様な女性のロールモデル事例等を提供。(17年度～)1(3)①、⑤、10(2)イ⑥</li> <li>・公私立の女性関連施設相談業務担当者に対する「配偶者からの暴力等に関する相談員研修」(18年度～平成20年度)を開催</li> <li>・内閣府からの委嘱事業として「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」を開催(17年度～)</li> <li>・17年度～18年度に「人身取引とその防止・教育・啓発に関する調査研究」を実施し、その結果に基づき19年度～20年度に「人身取引と多面的防止・教育・啓発に関する調査研究」を実施して教材および啓発プログラムの開発に資する研究を行い、さらに、平成21</li> </ul>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>ウ 進路・就職指導の充実</p> <p>○進路指導の充実</p> <p>①高等教育機関において、四年制大学、短期大学、専門学校等への進学率や専攻分野における男女の偏りが見られ、また、大学院においても同様の偏りが見られることを踏まえ、小・中・高校段階から、児童生徒の能力・適性・進路希望等に応じた進路指導を展開することが重要である。このため、専攻分野に関する正しい情報を提供し、進路指導者が固定的な性別による考え方にとらわれることなく、児童生徒一人一人が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるように指導する。また、児童生徒一人一人に高い職業意識の育成を図るため、職場体験やインターンシップなどの体験活動を推進する。</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p>	<p>年度から「人身取引の防止のための教育・啓発と連携方策に関する調査研究」を実施しているところ。(文部科学省 平成17年度～)</p> <p>7(5)エ①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発途上国等女性行政・教育担当者、NGOのリーダーを対象に「アジア太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー」を開催(18年度～)</li> <li>・「女性アーカイブセンター機能に関する調査研究」の成果に基づき、女性関係資・史料の収集・整理を開始し、平成20年度に女性アーカイブセンターを開設。(17年度～)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小・中・高等学校で一貫したキャリア教育を行うための組織的、系統的な指導内容・指導方法等の開発を調査研究内容とした「新キャリア教育プラン推進事業」を実施(平成16年度～平成18年度)(文部科学省)</li> <li>○ 中学校を中心に5日間以上の職場体験を「キャリア・スタート・ウィーク」として取組むとともに、地域の協力体制を構築する「キャリア教育実践プロジェクト」を実施(平成17年度～平成20年度)(文部科学省)</li> <li>○ 高等学校、特に普通科におけるキャリア教育を充実するため、「高等学校におけるキャリア教育の在り方に関する調査研究」を実施(平成19年度～平成21年度)(文部科学省)</li> <li>○ 「キャリア教育実践プロジェクト」を通して得た課題に対する解決策を提示し、普及・定着を図るために、小・中学校の発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育プログラムの開発などの調査研究を行う「発達段階に応じたキャリア教育総合支援事業」を実施する。(平成21年度～)(文部科学省)</li> <li>○ キャリア教育の指導内容・指導方法・各教科等との関連について、中学校における指導との系統性を確保するため、小学校教員を対象とした指導資料を作成・配布する。(平成21年度)(文部科学省)</li> </ul>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○職業意識の醸成、意識啓発の実施</p> <p>②男子向け・女子向けとされる職種にとらわれることなく、幅広い進路選択を念頭に、一人一人が主体的に進路を選択することを目的とし、望ましい勤労観・職業観や職業に関する知識・技能を身につけさせるなど、職業意識の醸成や意識の啓発を図る。</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p>	<p>○就職や進学を考えている高校生向けに意識啓発リーフレットを作成・配布(厚生労働省 ～平成18年度)</p> <p>○インターンシップの普及・促進のため、平成12年度よりインターンシップ推進フォーラムを開催。(文部科学省)</p> <p>○大学等における平成19年度インターンシップ(文部科学省)            大学504校(67.7%)、49,726人            短期大学170校(43.6%)、4,968人            高等専門学校61校(100%)、8,674人</p> <p>○「女性のキャリア形成支援プラン」において、科学技術分野への進路選択支援に関する先進事例の調査・提供等を行い、社会教育関係者などに向けた取組のモデルプログラム事例集を作成することなどにより、女性の多様なキャリア形成支援の取組の充実を図る。(文部科学省 平成18年度)</p> <p>○「男女共同参画社会に向けた教育・学習支援に係る特別調査研究」において、女性のライフプランニングに関する意識形成等を促す学習プログラム開発の課題や、女性が地域おこし・まちづくりに参画するための学習支援の在り方等を検討。(文部科学省 平成19年度～平成20年度)(10(1)ウ②、オ②、③、10(2)イ④に前掲)</p> <p>○「女性のライフプランニング支援総合推進事業」において、地域における女性のライフプランニング支援の体制整備を行うための事業を実施。(平成21年度～)</p> <p>○女子学生のための就職ガイドブックやポスターを作成し、各大学、短大へ送付(厚生労働省 ～平成18年度)(3(1)ア⑥に前掲)</p> <p>○企業の人事・面接担当者等を対象に採用選考ルールブックを作成(厚生労働省)(3(1)ア⑥に前掲)</p> <p>○募集・採用において男女の均等取扱いが徹底されるよう行政指導を実施(厚生労働省)(3(1)ア⑥に前掲)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>③女性の進学や進出の割合が低い理工系分野等について、本人及び親、教員等を対象とする女性のロールモデル等の情報提供や啓発等のチャレンジ支援を推進する。</p> <p>○就職指導の充実</p> <p>④大学等が、将来のキャリアに関連付けた専門教育を展開するよう促す。例えば、教育課程の中で</p>	<p>内閣府、文部科学省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p>	<p>○ 女性高校生等の理工系分野の進路選択を支援するため、WEBサイト、パンフレット及び地域との連携による事業等による情報提供・意識啓発キャンペーンを実施(内閣府 平成17年度～WEBサイトについては平成21年度以降も継続)</p> <p>○ 女子中高生の理系進路選択支援事業(文部科学省 平成18年度～)(3(1)ア⑦に前掲)</p> <p>○ 「女性のキャリア形成支援プラン」において、科学技術分野への進路選択支援に関する先進事例の調査・提供等を行い、社会教育関係者などに向けた取組のモデルプログラム事例集を作成することなどにより、女性の多様なキャリア形成支援の取組の充実を図る。(文部科学省 平成18年度)10(2)ウ②に前掲</p> <p>○ 「男女共同参画社会に向けた教育・学習支援に係る特別調査研究」において、「女性の理工系進路選択支援に関する調査研究」を実施し、科学技術分野における女性の進出促進を支援するため、男女共同参画の視点に基づいた女子生徒の関心・理解増進を図る効果的な方策を検討し、社会教育施設担当者が活用可能な普及啓発資料を作成する。(文部科学省 平成19年度～)3(1)ア⑦、3(4)①に前掲</p> <p>○ 独立行政法人国立女性教育会館は、日本学術会議「科学と社会委員会 科学力増進分科会」等との共催で、科学技術分野への進路選択を支援する事を目的に、「女子高校生夏の学校」(平成18年度～平成19年度)、「女子中高生夏の学校」(平成20年度～平成21年度)を開催。(文部科学省)(1(3)⑤に前掲)</p> <p>○ 独立行政法人国立女性教育会館「女性のキャリア形成支援サイト」において、研究者・技術者、NPOリーダーなど多様な女性のロールモデル事例等を提供。(文部科学省 平成17年度～)(1(3)①に前掲)</p> <p>○ 現代的教育ニーズ取組支援プログラム(文部科学省) 社会的要請の強い政策課題に対応し公募テーマを設定、優れたインターンシップ・キャリア教育等の取組を実施する大学等を支援。</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>キャリア教育のための教育プログラムを作成すること等、各大学において学生の職業意識の醸成に関する取組を促すとともに、インターンシップの更なる普及促進に努める。また、各大学において就職指導に関する取組の充実を図る。</p> <p>⑤大学等において、男女共同参画の視点を踏まえた女子学生、女子生徒の多様な職業選択を可能にするための専門的知識の習得や意識啓発等を早期に行うよう努める。特に就職指導において、男女共同参画の視点を踏まえるよう努める。</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p>	<p>テーマ「人材交流による産学連携教育」 平成17年度 申請49件、選定8件(H17年度～H18年度) テーマ「実践的総合キャリア教育の推進」 平成18年度 申請176件、選定33件(H18年度～H20年度) 平成19年度 申請153件、選定30件(H19年度～H21年度) ※現代的教育ニーズ取組支援プログラムについては、H21年度で支援が終了する</p> <p>○ インターンシップの更なる定着に向けた質の向上を図るため、「インターンシップの導入と運用のための手引き」を作成。(文部科学省)</p> <p>○ 大学等における平成19年度インターンシップ実施状況(文部科学省)(10ウ②に前掲) 大学504校(67.7%)、49,726人 短期大学170校(43.6%)、4,968人 高等専門学校61校(100%)、8,674人</p> <p>○ 女子学生を含む学生に対する就職支援として「全国就職指導ガイダンス」を開催。(年2回開催、平成19年6月・11月、平成20年6月・11月)(文部科学省)</p> <p>○ 大学等における平成19年度インターンシップ実施状況(文部科学省)(10ウ②に前掲) 大学504校(67.7%)、49,726人 短期大学170校(43.6%)、4,968人 高等専門学校61校(100%)、8,674人</p> <p>○ 関係会議などで、大学等に対して、学生に対する就職指導の際、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った配慮を行うよう要請。(文部科学省)</p> <p>○ 女子学生のための就職ガイドブックやポスターを作成し、各大学、短大へ送付(厚生労働省～平成18年度)(3(1)ア⑥に前掲)</p> <p>○ 企業の人事・面接担当者等を対象に採用選考ルールブックを作成(厚生労働省)(3(1)ア⑥に前掲)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等								
	<p>⑥学生職業センター等において、女子学生等も含め就職支援を着実に実施する。</p> <p>○各経済団体等への協力要請</p> <p>⑦大学において専門教育の修得が、男女ともに学生にとって多様な職業選択を可能にするため必要であることを踏まえ、経済団体等に対し、実質的な就職・採用の活動開始や内定の時期等について、大学教育へ十分配慮するよう要請する。</p> <p>⑧女子学生・女子高校生に対する均等な就職機会の確保について引き続き要請を行う。</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p>	<p>○ 募集・採用において男女の均等取扱いが徹底されるよう行政指導を実施(厚生労働省)(3(1)ア⑥に前掲)</p> <p>○ 関係会議などに出席する大学等に対して、学生への就職指導に当たっては、ハローワークなどの外部関係機関と連携を図るよう要請。(文部科学省)</p> <p>○ 学生職業センター等において、大学生等に対し、求人情報の提供、職業指導、職業相談等の就職支援を実施(厚生労働省)</p> <p style="text-align: center;"><b>学生職業センター等来所者数</b></p> <p style="text-align: right;">(人)</p> <table border="1" data-bbox="972 603 1839 695"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>来所者数</td> <td>600,428</td> <td>575,132</td> <td>614,440</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 各経済団体等への協力要請</p> <p>○ 平成19年度大学等卒業予定者の就職・採用活動のルールを協議する際に、実質的な就職・採用活動の開始時期や内定時期について、大学教育へ十分配慮するよう、企業側に要請。(文部科学省)</p> <p>○ 文部科学省高等教育局長からの依頼を受け、厚生労働省職業安定局長名により、「平成19年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の就職・採用活動に係る取り扱いについて」を通知(厚生労働省 平成18年11月)</p> <p>○ 経済団体等に対し、女子生徒が男子生徒と実質的に均等な機会が与えられるよう格別の配慮を要請。(文部科学省)</p> <p style="text-align: center;">平成21年3月末高等学校卒業者の就職率:93.2% (男子:95.5% 女子:90.2%)</p> <p>○ 平成19年度大学等卒業予定者の就職・採用活動のルールを協議する際に、女子学生に対する均等な就職機会の確保について企業側に要請。(文部科学省)(再掲)</p>		18年度	19年度	20年度	来所者数	600,428	575,132	614,440
	18年度	19年度	20年度								
来所者数	600,428	575,132	614,440								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省職業安定局長連名により、「平成2220年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始日等並びに文書募集開始時期等について」を通知。新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等について、全国高等学校長協会、主要経済団体、文部科学省、厚生労働省において検討し、決定したことを周知するとともに適正な推薦・選考が行われるよう要請。(文部科学省、厚生労働省平成21年3月)</li> <li>○ 女子学生のための就職ガイドブックやポスターを作成し、各大学、短大へ送付(厚生労働省～平成18年度)(3(1)ア⑥に前掲)</li> <li>○ 企業の人事・面接担当者等を対象に採用選考ルールブックを作成(厚生労働省)(3(1)ア⑥に前掲)</li> <li>○ 募集・採用において男女の均等取扱いが徹底されるよう行政指導を実施(厚生労働省)(3(1)ア⑥に前掲)</li> </ul>